

フランス及びドイツにおける家族政策

～ 海外調査報告 ～

厚生労働委員会調査室 やまだ せんしゅう
山田 千 秀

1. はじめに

我が国においては、少子化が進行する中、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備することが喫緊の課題となっている。子育て支援策では、現金給付、保育所整備などの現物支給、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の3つが適正に整備される必要があるが、特に子育て世帯からは、子育てや教育にお金がかかるため経済面での支援を求める声も大きい。また、家族関係社会支出の対GDP比が欧州諸国に比べて低い点もよく指摘されているところである。

2009年4月、政府は、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を従来の子どもが1歳に達するまでから1歳2か月に達するまでに延長する、いわゆる「パパ・ママ育休プラス」等を含む「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出し、同年6月24日に成立した（「パパ・ママ育休プラス」は翌2010年6月30日施行）。

その後、2009年8月に行われた衆議院議員総選挙において、民主党はマニフェストに中学卒業までの子ども1人当たり年31万2,000円（月額2万6,000円、2010年度は半額）の子ども手当の創設を掲げ、その後の民主党、社会民主党、国民新党との3党連立政権合意にも子ども手当の創設が明記された。翌2010年1月、政府は、2010年度において中学校修了までの子ども1人につき月額1万3,000円の子ども手当を、所得制限を設けずその父母等に支給することを内容とする「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案」を第174回国会に提出した。同法律案は同年3月に成立、4月1日から施行され、6月には第1回目の支給が行われた。

こうした一連の動きの中、2010年2月、フランス及びドイツを訪問し、両国における子ども手当に相当する手当や育児休業及びその関連給付をはじめとする家族政策の実情について調査を行う機会を得た。フランスでは国立人口研究所（Institut National d'Etudes Démographiques、以下「INED」という。）より、ドイツでは連邦家庭・高齢者・女性・青少年省（Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend、以下「連邦家庭省」という。）より、それぞれ説明を聴取するとともに意見交換を行った。本稿では、その調査の概要について各国の訪問先で入手した資料及び意見交換を通じて得た情報等を基に報告する（フランス、ドイツ、日本の児童手当、税制、育児休業の概要については図表1）。

図表1 フランス、ドイツ、日本の児童手当、税制、育児休業の概要(2010年)

	フランス	ドイツ	日本	
児童手当	名称	allocations familiales	Kindergeld	
	支給対象	・20歳未満の児童 ・第2子から	・18歳未満の児童(失業者は21歳未満、就学者等は25歳未満) ・第1子から	・中学校修了までの児童 ・第1子から
	支給月額	・第2子€ 123.92 ・第3子以降€ 158.78 ・年齢による加算あり(11歳以上€ 34.86、16歳以上€ 61.96)	・第1・2子€ 184 ・第3子€ 190 ・第4子以降€ 215	・13,000円
	所得制限	なし	なし(ただし、所得が大きい場合には児童扶養控除(所得控除)が適用)	なし
	財源	社会保障拠出金(事業主が賃金の5.4%相当を拠出)、一般社会拠出金(CSG、社会保障目的税で税率7.5%、うち全国家族手当金庫分は1.1%)等	・全額公費負担(連邦政府、州政府及び自治体)	・国、地方公共団体及び事業主拠出金(拠出金率0.13%)
税制	とられている措置	・N分N乗方式 夫婦及び子供(家族)を課税単位とし、世帯員の所得を合算し分割課税を行う(この方式によると、税率表に当てはめる際の課税所得額を世帯人員数の増加に応じて小さくすることになるので、家族構成や所得額によっては、適用税率を引き下げる効果がある)	・児童扶養控除 扶養する児童1人当たり€ 7,008の所得控除(夫婦合算課税の場合)、児童手当と児童扶養控除のうち、納税者にとってどちらか有利な方を適用	・扶養控除 ※年少扶養控除については、所得税(1人当たり38万円)は2011年1月分の徴収から、住民税(同33万円)は2012年6月分の徴収から、それぞれ廃止
育児休業	休暇期間等	・子が満3歳まで ・1年間の休業あるいは短時間勤務を2回まで更新可能	・子が満3歳まで ・両親合わせて3年間	・子が満1歳(両親ともに取得した場合、1歳2か月)まで、保育所に入所できない等の場合、1歳半まで延長可能
	給付期間	・第1子は最長6か月、第2子以降は3歳になる前の月まで	・12か月(両親ともに取得した場合、最長14か月)	・原則1歳(上記の要件に従う)まで
	給付月額	・€552.11(基礎手当を受給していない場合)、第3子以降で休業期間を1年間に短縮する場合は€789.54に割増し	・従前の手取り賃金の67%(上限€1,800、下限€300)	・育児休業開始前賃金の50%
	給付財源	・社会保障拠出金、一般社会拠出金等	・全額公費負担(連邦政府)	・雇用保険(保険料率1.2%(労使折半)、8分の1が国庫負担(税財源))

(出所)厚生労働省資料等より作成

2. フランスにおける家族政策

(1) 家族政策の概要

フランスの家族政策は、かつては家族手当等の経済的支援が中心であったが、1990年代以降、保育サービスの充実へとシフトし、その後さらに出産・子育てと就業に関して幅広い選択ができるような両立支援の環境整備を強める方向で政策が進められている。また、子どもの数が増えるほど増額となる家族手当や、後述する税制におけるN分N乗方式の採用に見られるように、多子世帯が有利となるような政策がとられている。

家族政策は、全国家族手当金庫(以下「CNAF」という。)を中心に運営されている。国とCNAFとの間で複数年の目標・運営協定が締結され、さらに、CNAFと各県の家族手当金庫(以下「CAF」という。)との間においても運営協定が締結され、各種現金給付はこの契約に基づきCAFが各家族に支給している。また、CAFと自治体との間においても子ども契約が締結されており、保育施設の整備・運営に関してはこの契約に基づ

きCAFから自治体を通じて補助が行われている。CNAF、CAFには、それぞれ事業主・被保険者等の関係者代表から構成される理事会が置かれ、これを最高意思決定機関・執行機関として運営されている。財源は、約6割が社会保障拠出金（事業主が賃金の5.4%相当を拠出）約2割が一般社会拠出金（CSG、個人の所得に課せられる社会保障目的税。税率は7.5%、うちCNAF分は1.1%）、残りが国庫からの拠出金等である。

家族手当をはじめとする「家族給付（prestations familiales）」には、出産・養子引取り、養育、新学期、子どもの病気や障害など、子どもの誕生から子育て期間中の様々な費用発生に対応した各種の手当がある（図表2）。また、育児と就業・休業に係る給付に関しては、就業を継続するかどうか、継続する場合にはどのような保育方法を選ぶかについての選択の自由を保障する体系になっている。

図表2 フランスの主要な家族給付（2010年）

分類	種類	目的等	支給対象年齢	所得制限	支給額等
一般的扶養給付	家族手当	・基本となる児童手当 ・第2子以降の子どもが対象	20歳未満	なし	第2子：€123.92/月 第3子以降：€158.78/月 年齢による加算あり 11歳以上：€34.86/月 16歳以上：€61.96/月
	家族補足手当	・3人以上の子どもの養育費の補償	3歳以上21歳未満	あり	€161.29/月
	家族援助手当	・両親の片方又は双方からの援助がない子どもの養育費の補償	6歳未満	なし	片親を欠く場合：€87.14/月 両親を欠く場合：€116.18/月
出生関連給付	乳幼児受入手当	・従来の乳幼児手当、養子手当、家庭保育手当、認定保育ママ雇用家族援助、育児親手当を再構成、2004年1月1日から施行			
	出産・養子手当	・出産や20歳未満の養子に伴う費用の補償		あり	出産：€889.72 養子：€1,779.43
	基礎手当	・子どもの養育費の補償	3歳未満（養子は3年間20歳まで）	あり	€177.95/月
	就業自由選択補足手当	・子どもを育てるために全面的又は部分的に職業活動を停止することによって喪失した所得の補償	第1子は6か月、第2子以降は3歳未満	なし	全面的就業活動停止の場合、€374.17/月（基礎手当を受給していない場合は€552.11/月）
	保育方法自由選択補足手当	・認定保育ママ又は自宅保育者の雇用によって生じた費用の補償	6歳未満	なし	子どもの数、所得等により異なる
特定目的給付	特別教育手当	・障害のある子どもの養育費の補償	20歳未満	なし	基礎額€124.54/月 障害の程度に応じて補足額あり
	親つきそい日々手当	・重病や障害のある子どもの看護のために保護者が休職又は労働時間を短縮することによって喪失した所得の補償	20歳未満	なし	親がカップル：€41.17/日 親が単身：€48.92/日
	新学期手当	・子どもの新学期に発生する費用の補償	6歳以上18歳未満	あり	6～10歳：€280.76 11～14歳：€296.22 15～18歳：€306.51
	住宅手当	・家族給付受給権者の家賃等の補償	21歳未満	あり	子どもの数、所得等により異なる

（出所）フランス家族手当金庫ホームページ（<https://www.caf.fr/>）等より作成

保育サービスについて、フランスでは3歳から6歳の子どもはほぼ100%が保育学校に通っており（学校によっては2歳から受け入れるところもある）、保育に多様性が見られるのは3歳未満の子どもである。3歳未満の子どもの保育サービスは、大きく分けて、保育所をはじめとする施設における保育と、「認定保育ママ（assistante maternelle）」等に

よる在宅における保育とがあるが、認定保育ママによる保育が伝統的にフランスの保育サービスの主流である¹。認定保育ママとは、県政府により認定される保育サービス提供者で、一定の職業教育を受けることが義務付けられている。主に市町村が運営する家庭保育所に雇用される場合と、親と直接雇用契約を締結し報酬を受けて保育する場合とがある。

1946年から始まった税制におけるN分N乗方式とは、家族を課税単位とみなし、世帯員の所得合計額を家族係数（大人は1、子どもは2人目までは0.5、3人目以降は1として、世帯員の係数を合計した数値）で割って家族係数1当たりの所得額を算出し、その額に適用される税率から家族係数1当たりの所得税額を計算し、この所得税額に再び家族係数を掛け戻し、世帯全体の所得税額を計算する方式である。この方式によると、累進税率が高い場合、子どもの数が多いほど所得税負担が緩和されることになる。ただし、我が国と比較する場合、フランスは間接税の比率が高い国であることに留意する必要がある²。

（2）家族手当

我が国の子ども手当に相当する制度である「家族手当（allocations familiales）」は、それまで企業の任意慣行として行われていたものが1932年に労働法典の中に規定され、法律上の制度となった。この時の受給権者は被用者であったが、1939年に制定された家族法典によって、被用者のみならず使用者や自営業者も含む、職業活動によって生計を立てるすべての者が対象となった。そして、第二次世界大戦後の1946年には受給権者の範囲が全国民に拡大された。このように、家族手当は経営者による恩恵的な給付から法律に根拠がある権利としての給付へ、労働者のための給付から子どもを持つすべての者に対する給付へとその性格を変えてきた³。

現在、支給対象は20歳未満で、2人以上の子どもがいる家庭に支給され、所得制限はない。手当額は、第2子が123.92ユーロ、第3子以降は158.78ユーロとなっている。また、11歳以上の児童には、11歳から15歳までは34.86ユーロ、16歳以上には61.96ユーロの加算がある（いずれも1人当たり月額、2010年現在）。

（3）育児休業及び関連家族給付

フランスの育児休業である「育児親休業（congé parental d'éducation）」の期間は1年間であり、2度の更新が可能であるが、子どもの3歳の誕生日の前日で終了となる。休業には、職業活動を全面的に中断するパターンと、パートタイム労働に移行するパターンの2つの選択肢があるが、パートタイムで労働を継続する場合は、週16時間以上の労働に

1 認定保育ママは約37.7万人が登録されており、うち約26.4万人が稼働している（2005年）。3歳未満の子どもの主たる保育方法については、全体では親70%、認定保育ママ13.5%、保育所等9%等であるが、両親とも働いている場合は、認定保育ママ33%、親28%、保育所20%となっている。（『厚生労働白書』（平成20年版）101頁）

2 国税+地方税の直間比率（直接税：間接税）は、フランスが53:47、日本は72:28（日本は2007年度実績、フランスはOECD "Revenue Statistics 1965-2008"による2007年の計数）。（財務省ホームページ）

3 江口隆裕「フランス少子化対策の系譜」『筑波ロー・ジャーナル』6号（2009.9）136～139頁

従事することが必要とされ、それ未満の場合は移行が認められず完全休業となる。

育児と就業・休業に係る給付として、職業活動を停止あるいはパートタイム労働に移行する場合には賃金補助である「就業自由選択補足手当 (complément de libre choix d'activité)」が、認定保育ママ等を雇用して職業活動を継続する場合には保育費用補助である「保育方法自由選択補足手当 (complément de libre choix du mode de garde)」が支給される。

就業自由選択補足手当は、第1子は最長6か月、第2子以降は3歳になる前の月まで受給できる。給付額は、職業活動を全面的に停止した場合、月額 552.11 ユーロである(基礎手当⁴を受給していない場合)。なお、第3子以降については、就業中断が長期にわたり復職が困難になることを考慮し、休業期間を1年に短縮する代わりに手当を月額 552.11 ユーロから 789.54 ユーロに引き上げる選択肢が設けられ、2006年7月1日以降に出生した第3子から対象となっている。

(4) I N E Dにおける調査の概要⁵

フランスの出生率回復⁶と家族手当をはじめとする各種政策との相関については、「必ずしも政策が直接の原因ではない。高学歴の女性で出産を先送りした世代が母になっており、30歳以上の出生率が上昇しているとともに、30歳未満の出生率の低下傾向が下げ止まっている。しかし、そうは言っても政策が全く貢献していないわけではない。フランスの家族政策は細分化しており、複雑になっている。現金給付以外にも、保育ママなど子どもを預けるシステムが多様化している。ワーク・ライフ・バランスによってフルタイム労働に及ぼす影響が少なく、子育てと仕事が両立できる」とのことである。

家族給付の水準に対する満足度については、「全体として満足していると思うが、今後の方向性は議論になるだろう。従来は貧困層重視でなかったが、現在は貧困層向けに力点が置かれている傾向にある。ワーク・ライフ・バランスについても2つの議論がある。一つは、2歳以下すべてを対象とする受入施設を発展させるべきであるという子ども受入政策の議論である。もう一つは、育児休業短縮の議論である。サルコジ大統領は育児休業期間を1年に短縮する考えだ。これは、代わりに賃金補助をアップすることが条件となるが、金をとるか期間をとるか、まだコンセンサスはない。フランスでは家族政策は既得権として意識されており、変えようとする感情的な反発が起こる。国民は家族政策を詳しく知らなくても重要と考えている」とのことである。

事業主負担については、「歴史的にも企業が実施していたことが始まりであり、全体として企業側にも受け入れられている。しかし、賃金の5.4%相当という負担水準は、大きな声にはならないが、経営者にとっては高いと感じているのではないか」とのことである。

4 乳幼児受入手当の一つで月額 177.95 ユーロ(所得制限あり)。基礎手当を受給している場合の就業自由選択補足手当の支給額は月額 374.17 ユーロ。

5 対応者は、Olivier Thévenon 研究員。氏は経済協力開発機構(OECD)の研究員でもある。

6 フランスの合計特殊出生率は、1960年代半ばは3.0近くあったが、1990年代前半には1.6台に低下した。その後は回復傾向となり、2008年では2.00となっている。なお、日本の2008年の合計特殊出生率は1.37。

フランス及びドイツの出生率を比較するとき、フランスはカトリックが多いことの影響はあるのかとの問いに対しては、「あまり宗教上の影響はない気がする。宗教というよりは文化的考えの違いだ。フランスは半分が婚外子だが、ドイツ、日本はこの割合が低い。フランスでは子どもが生まれるのが家族形成の第一歩であるのに対し、ドイツでは結婚が家族形成の第一歩だ」とのことである。

現金給付が本来の目的以外に使われる可能性については、「現金に監視機能を付けることは難しい。支給先は、男性は酒代に使ってしまうので女性の方が確実だろう。また、数年前から、軽犯罪を犯した者には支給をやめるべきであるとか、子どもが学校に登校しない家庭には支給をやめるべきという議論がある。このような考えは今まで賛成者が出てこなかったが、現在は広がりつつある。日本も 15 歳までは無条件に支給するらしいが、こういったことを考える必要があるのではないか」とのことである。

日本の子ども手当については、個人的な感想と前置きした上で、「手当を第 1 子から支給すべきなのか疑問だ。第 1 子で女性が労働市場から退場してしまうのではないか」との意見である。また、出生率向上という観点からは、「15 歳以下を対象に所得水準と関係なく一律に支給しても効果は得られないのではないか。所得制限を設けて低所得者層に優先した方が効果的だと思う」、「確信的に言えることは、労働文化（働き方）が変わらなければダメではないか」との意見である。

3. ドイツにおける家族政策

(1) 家族政策の概要

従来、ドイツ（旧西ドイツ）の家族政策は、ナチス政権下での人口政策の教訓から、国家は私的領域の意思決定に直接関与しないという立場に立ち、家庭の経済的な負担調整に重点を置いてきた。他方、旧東ドイツでは、共産主義政権下で女性のフルタイム就労が奨励され、保育施設の整備も進められたが、東西ドイツ統一（1990 年）後は、基本的に旧西ドイツの制度が旧東ドイツ地域にも適用された。1990 年代は、児童手当や児童扶養控除の大幅な引上げが行われた。加えて、育児休業期間や育児手当給付期間の延長⁷なども行われたが、長期の離職によって復職が困難になり、結果として母親の職業中断を招くこととなった。また、旧東ドイツ地域では政治経済体制の変化による混乱が大きく、従来のサービス体制の維持が困難になるなど深刻な影響を受けることとなった。

2000 年代に入ると、人口減少の経済・社会全体への負の影響が認識され始め⁸、これまでの経済的な負担調整を中心とする政策から、仕事と家庭の両立支援を中心とする包括的な家族政策への転換が図られた。第 2 次シュレーダー政権（2002 ～ 2005 年）は両立支援に重点を置く諸施策を推進し、続く第 1 次メルケル政権（2005 ～ 2009 年）においてもこの路線は発展的に継承された。この新しい家族政策は、「インフラ政策」（家族のための

7 育児休業期間は 1992 年に 18 か月から 36 か月に、育児手当給付期間は 1993 年に 12 か月から 24 か月に、それぞれ延長された。

8 齋藤純子「ドイツの児童手当と新しい家族政策」『レファレンス』716（2010.9）69 頁

社会基盤整備)、「金銭政策」(家族に対する効果的な金銭的支援)、「時間政策」(家族で過ごす時間の確保)の3つが柱となっており、これに基づき両親手当の創設や保育サービスの整備等が進められた(図表3)。

図表3 ドイツの新しい家族政策

家族負担の調整 → 仕事と家庭の両立支援		
インフラ政策	金銭政策	時間政策
家族のための社会基盤整備	家族に対する効果的な金銭的支援	家族で過ごす時間の確保
<p>○保育整備法(2005年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2010年までに3歳未満児の20%をカバーできるよう、全国で23万人分の保育定員を新たに整備。 <p>○保育整備に関する連邦及び州の合意(2007年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2013年までに3歳未満児に対して、需要に見合った(3歳未満児の35%分)保育サービスを整備。 ・保育整備法を超える整備について、その7割を保育所で、3割を家庭的保育で対応。また、市町村の負担を軽減するため連邦政府が財源措置を実施。 	<p>○両親手当法(2007年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有子家庭への経済支援としては、国際的にも高水準の児童手当を支給し、また、子どもが満2歳になるまで就労の有無を問わず育児手当を支給している。 ・しかし、出産に伴って片方の親が育児に専念した際に、その間の収入が激減する「ジェットコースター効果」に対して経済的な補填が不十分。 ・北欧諸国をモデルに、育児手当を改め両親手当を導入。 ・所得に応じた保障を行うことで、一般的に母親より所得の高い父親の休業取得を促進。 	<p>○家族のための地域同盟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方行政、企業、商工会議所、労働組合、教会、福祉団体、両親による自主組織など幅広い協力体制の下で官民が連携し、地域独自の行動計画に基づき家族の支援、仕事と家庭の両立の支援に取り組む。 ・地域同盟のコーディネートで、幼稚園、保育園での仕事時間に合わせたフレキシブルな開園時間の設定、両親のシフト勤務の調整、従業員のための保育施設の設置、子どもの遊び場の設置などの取組が進められる。 ・家族に対する配慮を企業経営の重要な戦略と位置付ける企業を増やす働きかけを積極的に展開。

(出所)内閣府資料より作成

(2) 児童手当、児童扶養控除

我が国の子ども手当に相当する制度として「児童手当(Kindergeld)」があるが、児童手当か所得税の「児童扶養控除(Kinderfreibetrag)」のいずれか有利な方がのみが適用される。児童手当制度は1955年に創設され、当時は第3子以降が支給対象であった(その後第2子にも拡大)。1975年には児童扶養控除を廃止して児童手当に一本化し、所得制限を設けず第1子から支給することとなったが、1983年には児童扶養控除を復活、両制度が再び並立するとともに、所得に応じた第2子以降の児童手当減額が導入された。しかし、1990年代前半、額が不十分である旨の連邦憲法裁判所の違憲判決⁹を受け、1996年から児童手当と児童扶養控除を統合(選択制)した現在の仕組みとなり、額がそれぞれ大幅に

9 1990年5月29日の判決では、所得に応じた児童手当の削減を定めた連邦児童手当法第10条第2項は、削減された児童手当が基本法上要求された税負担軽減機能を果たさなかったがゆえに違憲であるとの判断が示された。同時に、最低生活費を所得税法上非課税とすべきことを基本法上の原則として明示した。また、同年6月12日の判決では、上記判決と同様、児童手当との合計額が最低生活費に達していないことを理由に児童扶養控除額を定めた所得税法第32条は違憲であるとの判断が示された。(ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例(第2版)』信山社(2006.5)204~207頁)

さらに、1992年9月25日の判決では、立法者に対し、1996年度から効力を有する新規定を制定する義務を課した。(齋藤純子「ドイツの児童手当と新しい家族政策」『レファレンス』716(2010.9)55頁)

引き上げられた。

児童手当は、給与に対する所得税の源泉徴収額から税額控除される方法で毎月支給され、年末の所得税の査定の結果、児童扶養控除の方が児童手当よりも有利であれば児童扶養控除が適用されるという仕組みになっている。つまり、手当が控除よりも低額であれば、手当分が控除と相殺されて差額が改めて支払われることとなる。この場合、差額が支払われた納税者に対する負担調整としては、児童扶養控除が適用されたことになる。高所得者ほど控除の方が有利となり、逆に低所得者ほど児童手当の方が有利となる¹⁰。

支給対象は18歳未満（失業者は21歳未満、就学者等は25歳未満）で、第1子から支給され、所得制限はない。手当額は、第1子及び第2子が184ユーロ、第3子が190ユーロ、第4子以降が215ユーロとなっている（いずれも1人当たり月額、2010年現在）。財源は全額公費負担（連邦政府74%、州政府及び自治体26%）である。

（3）育児休業、両親手当

ドイツの育児休業である両親休暇（Elternzeit）は、子どもが満3歳になるまで最長36か月の休暇を取得することが可能であり、このうち12か月までは事業主と合意の上、子どもが満8歳になるまでの期間に繰り延べることができる。休暇は両親の間で分担して取得することも、両親のどちらかが単独又は同時に取得することもできる。また、休暇期間中は週30時間以内の短時間労働が可能である。

従来、両親休暇中の親（従前より就業していない親も含む）に対し支給されていた「育児手当（Erziehungsgeld）」は、所得制限の下、原則として子ども1人につき月額300ユーロを24か月支給するものであった。しかし、支給額が少なく効果的な所得保障となっていないこと、家計の主要な稼ぎ手である父親の休業が事実上不可能であること、長期間にわたる育児休業及び育児手当支給が母親の復職を困難にしていること等が問題点として指摘されていた。

そこで、これらを解決するため、2007年1月以降生まれた子どもについては、育児手当に代わる新制度である「両親手当（Elterngeld）」が支給されることとなった。これは、原則として従前の手取り賃金の67%（上限は月額1,800ユーロ、下限は同300ユーロ）を12か月支給するものであり、所得制限はない。また、両親で休業した場合には14か月受給できる。一方の親が受給できるのは最高12か月までであるが、片親の場合は14か月の受給が認められる。財源は全額公費（連邦政府）負担である。

なお、両親休暇は36か月であり、両親休暇の取得と最長14か月の両親手当の受給は必ずしもイコールではない。両親手当は専業主婦など従前より就業していない親にも支給されるなど、所得代替給付という基本的性格に社会給付の性格が加味されていると言える¹¹。

10 2009年においては、子どもが1人の場合、夫婦で年収約6万7,000ユーロ以上、片親で年収約3万5,000ユーロ以上であれば児童扶養控除の方が有利になる。（厚生労働省『2008～2009年海外情勢報告』（2010.3）260頁）

11 齋藤純子「ドイツの連邦親手当・親時間法 - 所得比例方式の育児手当制度への転換」『外国の立法』232（2007.6）57頁

(4) 連邦家庭省における調査の概要¹²

児童手当と少子化対策¹³との関連については、「関連はない。児童手当は1950年代に創設され、当時は少子化といった問題はなかった。創設目的は課税システムの中において最低限度の生活を確保するためであり、税的負担を軽減することだ」とのことである。

児童手当の額が子どもの人数によって変わる理由については、「子どもが多くなると広い空間が必要であるとか、洗濯が頻繁になるといったコストがかかることを考慮しているからだ」とのことである。

現金給付である児童手当が子どものため以外に使われる可能性については、「そのような使われても分からない。すべての家庭において酒やテレビやたばこに使われているわけではないだろうが、手当増額の際には『テレビを買おう』といった言葉も出てくる。そして、よく議論になるのが現金給付か現物給付かという問題だ。我々が考えるのは、インフラ、現金、時間の3要素だ」とのことである。

両親手当と少子化対策との関連については、「創設目的は、子どもをほしいという夫婦の希望の実現を手助けすることであり、出生率を向上させることではない。今までの経過を見ると、特に若い夫婦に経済的安定を与えることに寄与している。また、母親だけでなく父親も子育てに参加することも導入目的の一つであるが、受給者のうち父親の占める割合は20%になった¹⁴。なお、現在、両親手当終了後の13か月から36か月まで保育に関する手当を出してはどうかということが議論されている」とのことである。

両親手当に対する企業の評価については、「企業も肯定的な態度を示すようになってきており、3分の2が賛成している。企業からすると社員が戻ってきてくれる制度なのでいい制度だと考えていると思う」とのことである。

現在の予算規模や事業主負担導入に関する議論の有無については、「もっと子どものために使うべきという声もあり、使い過ぎているという声は一般的にはない。事業主負担については、拠出すべきという声はなく、むしろ事業主の税金や保険料負担が高過ぎるという声がある。また、将来、財源を賄うために税金を上げるのか、あるいは子どもにとって将来の負荷となる国債を発行するのか、そういった議論が行われている」とのことである。

4. おわりに

各種の家族政策が個々にどのように出生率に影響を与えるかについては、様々な研究の成果を概観すると、総じて「弱いが正の相関」の存在を示唆している。今回の調査においても、「フランスの出生率回復は必ずしも政策が直接の原因ではないが、政策が全く貢献していないわけではない」との説明があった。短絡的に家族政策イコール出生率向上といった過度の期待を抱いてはいけないという点を改めて認識するとともに、家族政策は継続

12 対応者は、児童手当、両親休暇、両親手当等を所掌する第204課 Anna-Margerita Gick 担当官ほか。

13 旧西ドイツの合計特殊出生率は、1960年代半ばは2.5を超えていたが、東西ドイツ統一後の1990年代前半には1.2台に低下した。その後はおおむね1.3台で推移し、2008年では1.38となっている。

14 2006年の育児手当(旧制度)受給者のうち、父親の占める割合は3.5%。(内閣府ホームページ)

性とワーク・ライフ・バランスが重要であるとの印象を受けた。

その他印象深かった点は、ドイツとの戦争で痛手を負ったフランスが人口政策を積極的に進めたのに対し、隣国のドイツではナチス政権下の教訓から人口政策がタブー視されていたという、隣国で正反対の道を歩んできた点である。また、両国において事業主負担の有無といった企業の関わり方に大きな違いが見られるのも興味深い。さらに、我が国との対比においては、「労働文化（働き方）が変わらなければダメではないか」という言葉が印象的であった。

我が国の家族政策について、子ども手当の 2011 年度概算要求は、現行の月額 1 万 3,000 円を超える上積み分については、マニフェスト施策財源見合検討事項として事項要求となり、上積み分の取扱いについては、現物サービスへの代替も含めて、予算編成過程で検討し、結論を得ることとなっている。また、一方では、子ども・子育てビジョンを策定するとともに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な子ども・子育て新システムの構築が検討されている。今後は、持続可能な制度を構築するとともに、子育て支援の充実を総合的かつ計画的に進めていくことが望まれる。

【参考文献】

厚生労働省 『2008 ～ 2009 年海外情勢報告』(2010.3)

Olivier Thévenon, "Does Fertility Respond to Work and Family-life Reconciliation Policies in France?" *hal-00424832, version 1* - 19 Oct 2009

< <http://www.caf.fr/wps/portal/lut/p/c1> >

江口隆裕 「フランス少子化対策の系譜」 『筑波ロー・ジャーナル』 6号 (2009.9)

こども未来財団 『フランスにおける子育て支援とワーク・ライフ・バランスに関する調査研究報告書』(2008.6)

清水泰幸 「フランスにおける家族政策」 『海外社会保障研究』 No.161 (2007.12)

神尾真知子 「フランスの子育て支援 - 家族政策と選択の自由 - 」 『海外社会保障研究』 No.160 (2007.9)

齋藤純子 「ドイツの児童手当と新しい家族政策」 『レファレンス』 716 (2010.9)

Familienkasse 『Merkblatt Kindergeld』 (2010.1)

みずほ総合研究所 「父親の育休取得拡大を実現しつつあるドイツ～成果の背景と日本への示唆～」 『みずほりポート』 (2008.6)

魚住明代 「ドイツの新しい家族政策」 『海外社会保障研究』 No.160 (2007.9)

齋藤純子 「ドイツの連邦親手当・親時間法 - 所得比例方式の育児手当制度への転換」 『外国の立法』 232 (2007.6)

ドイツ憲法判例研究会編 『ドイツの憲法判例 (第2版)』 信山社 (2006.5)